【給与所得】は、給与収入から必要経費に相当する額を差し引いたもの。

【その他の所得計】は、給与以外の所得で、給与からの特別徴収税額の対象にした所得の合計（※対象にしていない所得は、含まれません）

【主たる給与以外の合算所得区分】は、給与以外の合算対象となる所得があれば「＊」が表示されます。

当該年度の市民税の税額
（変更がある場合は変更後の税額です）

当該年度の県民税の税額
（変更がある場合は変更後の税額です）

令和　　年度 給与所得等に係る 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入	
	給与所得（所得金額調整控除後）	
	その他の所得計	
	主たる給与以外の合算所得区分	営業等 / 農業 / 不動産 / 利子 / 配当 / 給与 / 雑 / 譲渡一時
	総所得金額①	

課税標準	総所得③	
	山林所得	
	分離短期譲渡	
	分離長期譲渡	
	株式等の譲渡	
	上場株式等の配当等	
	先物取引	

所得控除	雑損		障・寡・ひ・勤	
	医療費		配偶者	
	社会保険料		配偶者特別	
	小規模企業共済		扶養	
	生命保険料		基礎	
	地震保険料		所得控除合計②	

扶養親族該当区分：控配 / 配配 / 特定 / 同老 / 老人 / 年齢未満 / その他 / 同障 / 特障 / 他障

本人該当区分：未成年者 / 特障 / 他障 / 寡婦 / ひとり親 / 勤労学生 / 雑損失

（摘要）

			納付額
市民税	被扶控除前所得割額④		
	税額控除額⑤		6月分
	所得割額⑥		7月分
	均等割額⑦		8月分
県民税	被扶控除前所得割額④		9月分
	税額控除額⑤		10月分
	所得割額⑥		11月分
	均等割額⑦		12月分
森林環境税額⑧			1月分
特別徴収税額⑨			2月分
控除不足額⑩			3月分
既充当額⑪			4月分
既納付額⑫			5月分
差引納付額（⑨−⑫−⑩⑪）			
変更前税額⑬			
増減額（⑨−⑬）		変更月	月

受給者番号	氏名	指定番号
住所		宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

問合せ先　東かがわ市役

・課税となる方の各月ごと（6月～翌年5月）の特別徴収税額です。
・変更通知書の場合は、変更後の額が記載されます。

【摘要】の欄には、「住宅控除」や「調整控除」などの税額控除が記載されます。

また、変更通知書には、「所得控除の訂正」などの異動事由が記載されます。

該当する区分に以下の記載があります。

扶養親族該当区分
　控配･･･配偶者控除「＊」
　老配･･･老人配偶者「＊」
　特定～他障･･･人数

本人該当区分･･･該当項目に「＊」

【既納付額】は、特別徴収義務者から納付があった額です（通知の月までに収納された額）

【変更前税額】は、変更があった場合の変更前税額
【増減額】は、現在の特別徴収税額－変更前税額
【変更月】は、変更のあった月